

健康測定機器貸出要綱

公益社団法人 小田原薬剤師会

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康相談等に活用するため公益社団法人小田原薬剤師会（以下「本会」という。）が管理する健康測定機器等の貸出しに関し、必要な事項を定める。

(貸出対象者)

第2条 本会が貸出しを行う対象者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本会定款第5条及び第6条に定める会員が開設又は勤務する薬局等。

(2) その他、本会が特に認めたもの。

(貸出機器等の対象物)

第3条 本会が貸出しを行う健康測定機器（以下「機器」という。）は、体組成計 Inbody270 とする。

(貸出管理)

第4条 管理は事務局が行うこととし、健康測定機器等貸出簿（様式1）により管理する。

(貸出期間)

第5条 機器の貸出しを行う場合の期間は、貸出日から起算し、7日間以内とする。ただし、本会が必要と認めるときは、この限りでない。

(貸出しの申込み)

第6条 機器の貸出しを希望する者は、貸出しを希望する日（以下「希望日」という。）の5か月前の日の属する月の初日から希望日の10日前までの間に、健康測定機器貸出申込書（様式2）（以下「申込書」という。）を本会に提出することができる。

(貸出しの承認)

第7条 本会は、前条の規定による申込みがあった場合は速やかに貸出しの承認の是非を判断するものとする。なお、前条の申込みにおいて、機器の貸出し期間が重複する複数の申込みがあった場合には、原則として先に申込書を提出した者を優先するものとする。

2 本会は、機器の貸出しを承認するときは健康測定機器貸出承認書（様式3）（以下「承認書」という。）を交付するものとし、承認しないときはその旨を申込者に通知なければならない。

(貸出しの制限)

第8条 本会は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを認めない。

(1) 本会の行事又は業務に支障があるとき。

(2) 機器を損傷する恐れがあると認めたとき。

(3) 営利又は営業宣伝を目的とするとき。

(4) 特定の宗教団体及び政党が使用するとき。

(5) その他、本会が不適当と認めたとき。

(貸出しに係る費用)

第9条 機器の貸出しに係る費用は、1回（7日間）5,000円とする。

又、返却に要する費用及び機器の使用に伴う消耗品等に係る費用は、貸出しを受けた者が負担する。

(貸出期間及び返却)

第10条 貸出期間は、承認書記載の期間とし、貸出期間を延長する必要があるときは、改めて申込書を提出し、承認を受けなければならぬ。

2 貸出期間中の転貸は認めない。

3 貸出期間中であっても機器の返却を求められたときは、ただちに応じなければならない。

(損害賠償等)

第11条 貸出しを受けた者が当該機器を滅失などした場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 貸出しを受けた者は、当該機器を滅失し、又は毀損したときは、遅滞なくその旨及び理由を本会に報告しなければならない。

(2) 貸出しを受けた者は、前号の滅失又は毀損がその責めに帰すべき理由によるときは、本会の指示に従いその負担において修理し、または本会が相当と認める額を弁償しなければならない。

(3) 貸し出した機器により事故が発生しても、本会はその責めを負わない。

(改廃)

第12条 この要領の改廃については会長が定める。

附則

(施行)

1 この要領は、令和3年 5月 13日から施行する。